

改正	平成4年12月22日条例第56号	平成7年3月14日条例第2号
	平成8年3月26日条例第4号	平成9年3月28日条例第19号
	平成11年12月24日条例第51号	平成17年1月21日条例第5号
	平成17年12月27日条例第111号	平成20年7月22日条例第40号
	平成22年3月30日条例第14号	平成22年12月28日条例第83号
	平成23年12月27日条例第57号	平成26年3月25日条例第7号
	平成28年12月27日条例第85号	平成29年3月31日条例第33号
	平成31年3月22日条例第18号	令和2年3月31日条例第38号

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例をここに公布する。

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 県の区域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域を除く。）内において、浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

一部改正〔昭和9年条例19号・平成11年条例51号・17年111号・22年14号・28年85号・29年33号〕

(登録の申請)

第3条 前条第1項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 浄化槽保守点検業を行おうとする区域をその区域に含む市町村の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 申請者が第5条各号に該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 第6条第1項第2号に規定する浄化槽管理士の免状の写し
- (3) 第6条第1項第3号に規定する器具の明細を記載した書類
- (4) 第6条第2項に規定する研修の受講に係る計画（同項において「研修計画」という。）を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類及び図面

一部改正〔平成22年条例83号・令和2年38号〕

(登録の実施等)

第4条 知事は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、次条及び第6条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに第6条第1項第2号に規定する浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号並びに登録の年月日及び番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、直ちに、当該登録に係る申請者にその旨を通知しなければならない。

一部改正〔令和2年条例38号〕

(登録の拒否)

第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (2) 第12条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）で法人であるものが第12条の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日以前30日以内にその法人の役員であつた者でその処分のあつた日から起算して2年を経過しないもの
- (4) 第12条の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する者
- (6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

一部改正〔平成23年条例57号〕

第6条 知事は、第3条第1項の申請に係る施設及び設備が次に掲げる基準のいずれかに適合しないときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 県内に営業所が置かれていること。
- (2) 営業所ごとの専属の浄化槽管理士が置かれていること。
- (3) 営業所ごとに溶存酸素測定器具、残留塩素測定器具その他規則で定める器具が備えられていること。

2 知事は、第3条第1項の申請に係る研修計画の内容が正当な理由なく前項第2号に規定する浄化槽管理士（浄化槽管理士が2人以上あるときは、その全員）にその資質の向上のための研修として規則で定めるものを、当該申請に係る登録の有効期間内に受講させることができないものであると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

一部改正〔平成22年条例83号・令和2年38号〕

(登録の拒否の通知)

第7条 知事は、前2条の規定により登録の拒否をしたときは、その理由を示して、直ちに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(変更の登録)

第8条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項の登録事項(第3条第1項第4号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、変更の登録を申請しなければならない。

2 第4条から前条までの規定は、前項の申請があつた場合に準用する。

一部改正〔平成22年条例83号〕

(変更の届出)

第9条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項第4号に掲げる事項又は第6条第1項第3号に規定する営業所に備える器具に変更があつたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成22年条例83号・令和2年38号〕

(廃業等の届出)

第10条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は法人の役員

一部改正〔平成17年条例5号〕

(登録の抹消等)

第11条 知事は、前条の規定による届出があつたときは、第4条第1項に規定する浄化槽保守点検業

者登録簿につき、当該届出に係る浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

- 2 知事は、前条の規定による届出がない場合であつて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消することができる。
- 3 知事は、前項の場合により登録を抹消したときは、その理由を示して、その旨を前条各号に掲げる者に通知しなければならない。

(登録の取消し等)

第12条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第2条第1項の登録又は第8条第1項の変更の登録を受けたとき。
- (2) 第5条第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 第6条第1項各号の基準のいずれかに適合しなくなつたとき。
- (4) 正当な理由なく第6条第2項に規定する期間内に同条第1項第2号に規定する浄化槽管理士に同条第2項に規定する研修を受講させることができないことが明らかになつたとき。
- (5) 第8条第1項の変更の登録を受けないとき。
- (6) 第9条の届出をしないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

一部改正〔令和2年条例38号〕

(浄化槽保守点検業者の責務)

第13条 浄化槽管理士の資格を有する浄化槽保守点検業者は、次に掲げる職務を誠実に行うものとする。

- (1) 浄化槽の保守点検を行い、又は実地に監督すること。
 - (2) 浄化槽管理士の補助を行う者に対する教育の計画を立案し、及び実施すること。
 - (3) 浄化槽の保守点検の結果、当該浄化槽の清掃が必要であると認めるときは、速やかに、その旨を当該浄化槽の浄化槽管理者（当該浄化槽管理者が浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託している場合にあつては、当該浄化槽管理者及び当該浄化槽清掃業者）に連絡すること。
 - (4) 浄化槽管理者から浄化槽の保守点検について委託を受けている浄化槽の機能に障害が生じた旨の連絡があつたときは、速やかに、原因を調査し、その障害を除去するための必要な措置を講ずること。
- 2 浄化槽保守点検業者は、その使用する浄化槽管理士に前項各号に掲げる職務を誠実に行わせるものとする。

一部改正〔平成22年条例83号〕

(聴聞の方法の特例)

第14条 第12条の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

全部改正〔平成7年条例2号〕

(帳簿の備付け)

第15条 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを3年間保存しなければならない。

(報告徴収)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対して、浄化槽の保守点検業務に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第17条 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第18条 第2条第1項に基づく登録を受けようとする者は、浄化槽保守点検業者登録手数料として、3万2,080円を納めなければならない。

一部改正〔平成4年条例56号・8年4号・26年7号・31年18号〕

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 第2条第1項に規定する登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第21条 第12条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

(2) 第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第17条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金に処する。

附 則

1 この条例は、昭和61年1月1日から施行する。

一部改正〔平成22年条例83号〕

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成22年条例83号〕

附 則 (平成4年12月22日条例第56号)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に開始した分べんの介助については、第8条及び第11条の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月14日条例第2号)

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月28日条例第19号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の第2条第1項の登録を受けている者の当該登録の有効期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年12月24日条例第51号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年1月21日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日条例第111号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3月30日条例第14号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年12月28日条例第83号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第1項第4号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項の規定による申請（以下「登録申請」という。）について適用し、施行日前にした登録申請に係る条例第4条第1項に規定する登録事項については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条第3号の規定は、施行日以後にする登録申請について適用し、施行日前にした登録申請に係る条例第6条に規定する登録の拒否の事由については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第9条の規定は、施行日以後に改正後の第3条第1項第4号に掲げる事項に変更があった場合について適用する。

附 則（平成23年12月27日条例第57号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成24年 2月規則第11号で、同24年 4月 1日から施行）

附 則（平成26年 3月25日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。（後略）

（試験、検査、調査、研究等の手数料等に関する経過措置）

- 7 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料等については、第18条から第21条まで、第23条から第26条まで、第28条、第29条、第32条から第40条まで、第43条から第45条まで、第48条及び第63条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月27日条例第85号）

- 1 この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 3月31日条例第33号）

- 1 この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3月22日条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1日から施行する。（後略）

（許可等の手数料に関する経過措置）

- 9 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、第22条から第28条まで、第30条、第31条、第34条から第42条まで、第45条及び第52条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2年 3月31日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2年 6月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第2項第4号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項の規定による申請（以下「登録申請」という。）について適用し、施行日前にした登録申請に係る添付書類については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条第2項の規定は、施行日以後にする登録申請について適用し、施行日前にした登録申請に係る登録の拒否の事由については、なお従前の例による。

4 改正後の第12条第4号の規定は、施行日以後に登録申請をした者について適用する。